

自己負担月額上限額が 20,000 円のみなさまへ

自立支援医療受給者証（精神通院）に関するお知らせ

令和2年2月

「自己負担月額上限額」の欄に 20,000 円と記載されている方については、自立支援医療費（精神通院医療）制度の適用が、令和3年3月31日で終了することとなっています。

今回の申請の受給者証の「有効期間」は、1年間記載されておりますが、

- 経過的特例措置が延長されない場合 → 「令和3年3月31日」まで
- 経過的特例措置が延長された場合 → 記載されている有効期限までとなります。

自立支援医療受給者証（精神通院）			
公費負担者番号			重複かつ継続
自立支援医療費受給者番号			
受給者氏名	性別	生年月日	
	住所		
被保険者証の記号及び番号	保険者		続柄
保護者 受診者が18歳未満の場合記入	氏名		
	住所		
指定医療機関	名称	所在地・電話番号	
自己負担上限額			備考
有効期間			
上記のとおり認定する。			

D階層の対象者は有効期間の欄が2段書きで表記されます

記載例：

令和2年5月1日から令和3年4月30日まで
 （経過的特例が終了した場合は令和3年3月31日まで）